

随意契約理由書

1 案件名称

西成区鶴見橋2丁目こども青少年局所管用地不動産登記測量等業務委託《概算契約》

2 契約の相手方

大阪市中央区船越町1丁目3番6号 flux 大手前

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 船原 大弘

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

官公署により行われる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量作業およびその登記の嘱託若しくは申請は、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）により適正かつ迅速な実施が必要である。

本業務は、平成16年4月に公用廃止、処分検討地として所管している公有財産の売却を行うにあたり必要となる土地測量等を行うもので、該当財産の用地の①調査業務（資料調査・立会等）②測量業務（面積測量・境界票埋設等）③申請業務（地図訂正・分筆登記等）④各種書類の作成（境界確定協議書・越境図等）等の業務がある。

当該用地は約20筆の土地と接しており、権利者が多数存在するだけでなく、用地の南側において、周辺住民の非常通路状の土地が存在していることも相まって、測量、境界確定等にかかる作業は労力と時間、さらには相当の専門性を要すると考えられる。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地調査士協会は、当該業務を一貫して行うことができ、本市他局において類似業務の契約実績があることから、円滑な事務手続の遂行が可能である。

また、上記公益社団法人（以下「同法人」という。）は、官公署により行われる不動産の登記に必要な調査、測量及び登記の嘱託手続きの適正な処理に寄与することにより、公共事業が円滑かつ迅速に実施されることを目的とし、土地家屋調査士法に基づき法務省の指導の下に設立された大阪府内唯一の公益法人であり、また、正当な理由がなければ調査士又は調査士法人が同法人へ加盟することを拒めないことが法にも明記されている。さらに、同法人への一括随意契約を扱った判例（大阪高裁平成15（行コ）34等損害補償請求事件・同附帯控訴事件）においても、大量の登記測量業務が集中する場合に、これを迅速に処理するために、普通地方公共団体が各協会（司法書士協会、調査士協会）との間で随意契約により登記測量業務の委託契約を締結するということは、その制度（土地家屋調査士法）の趣旨に沿うものであり、法施行令167条の2第1項第2号にいう「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものが多いとされ、これに該当する場合は個々の契約案件ごとの種類、内容、性質、目的等諸般を考慮して、契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるものであり、将来の一定期間に渡るような一括委任は想定されていないが、大量の一時的な登記測量業務である場合、同法人への委託は同法の趣旨にかなうものであるとされている。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、同法人と特名随意契約を行う。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 こども青少年局企画部経理課（電話番号06-6208-8169）

土地家屋調査士法（抄）

第一章 総則

（業務）

第三条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- 三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。）の作成
- 四～五 省 略
- 六 前各号に掲げる事務についての相談
- 七～八 省 略

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

（設立及び組織）

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

- 一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならないものとする。
 - 二 前号に規定する調査士又は調査士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。
 - 三 理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならないものとする。
- 2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（成立の届出）

第六十三条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその管轄区域内に設立された調査士会に届け出なければならない。

（業務）

第六十四条 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

- 2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

（協会の業務の監督）

第六十四条の二 協会の業務は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長の監督に属する。

- 2 前項の法務局又は地方法務局の長は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要が

あると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(調査士及び調査士法人に関する規定の準用)

第六十五条 第二十二條の規定は協会の業務について、第四十三條、第四十四條及び第四十六條の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。

(調査士会の助言)

第六十六條 調査士会は、所属の会員が社員である協会に対し、その業務の執行に関し、必要な助言をすることができる。

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金初回積極支給用データ作成業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 代表取締役社長 古田 正雄

3 随意契約理由

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は、令和5年3月分の児童扶養手当受給者、「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した世帯及び食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変した世帯を対象に児童1人につき5万円を支給する事業である。

本事業の実施にあたっては、対象者に対して給付金を積極支給（申請不要）及び申請による支給を実施するとともに、対象者となり得る世帯を対象に事業周知を行う必要があり、案内等の郵送事務や審査を行うために、住民基本台帳、児童扶養手当、児童手当及び特別児童扶養手当等の情報が必要となる。

これらの情報は、住民登録に係る情報は住民基本台帳等事務システム、各手当受給者資格情報は総合福祉システムのみで一括管理しており、その他システムや紙台帳など他で管理していない。

総合福祉システムは、開発当初から株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西に設計・開発を委託しており、情報システムに関する高度な専門的知識を有するとともに、総合福祉システムと連携している住民基本台帳等システムの開発・保守にも携わっていることから、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。

以上のことから、本案件について、万が一トラブルが発生した際の責任の所在を明確にするとともに、その後も一貫して保証をもたせることができるのは、総合福祉システム及び住民基本台帳等システムの開発事業者であり、かつ、これまでの改修も行ってきた株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
(電話 06-6208-8112)

随意契約理由書

1 案件名称

こども青少年局 電話機増設・撤去作業

2 契約の相手方

協和テクノロジズ株式会社

3 随意契約理由

大阪市役所本庁舎内で使用する電話回線については、本庁舎地下 3 階の電話交換機室で集約され、電話交換機から各階に設置されているバッチパネルへ接続されたうえ、各担当に配置されている電話機へ接続されている。また、電話交換機の保守作業については、総務局において当該事業者と業務委託契約が行われている。

当工事については、配線の増設を行うばかりでなく、担当内でのグループ化や外線電話回線への接続・切断に伴うデータの設定変更を行う必要があり、保守作業と切り離すことができない。

そして、この作業は、電話交換機室に設置されているコンピューターにより作業が行われているものであり、その操作については、製造者である当該事業者により行う必要がある。

また、本庁舎内で電話機を増設、移設及び撤去する際には、総務局からの指示もあり、市役所庁舎内の他所属も同様に当該事業者と契約している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局企画部総務課庶務グループ（電話番号 06 - 6208 - 8150）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市子どもの生活に関する実態調査 業務委託

2 契約の相手方

株式会社サーベイリサーチセンター

3 随意契約理由

本事業は、(1) 大阪市立小学5年生の児童とその保護者、(2) 大阪市立中学2年生の生徒とその保護者、(3) 市内認定こども園、幼稚園、保育所等の5歳児の保護者を対象とした非常に規模の大きな調査である。

調査においては、調査対象者から高い回収率を得て、より正確な実態を把握するため、子どもや外国籍の方、障がいをお持ちの方など調査対象者が回答しやすい調査票の構成や、学校園等に配慮した配付・回収方法、短期間での調査結果のデータ化を行うことが必要となる。

これらの一連の業務の流れを意識した提案を、広範で専門性の高い知識や経験を持つ民間事業者から受け、それらの提案を比較したうえで事業者を選定することで、より効果的かつ正確な調査を円滑に実施できると考えている。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社サーベイリサーチセンターの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社サーベイリサーチセンターと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 企画部 企画課 こどもの貧困対策推進グループ
(電話番号 06-6208-8153)

随意契約理由書

1. 案件名称

「大阪市習い事・塾代助成事業 所得制限限度額設定に係る税データ抽出業務委託」

2. 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3. 随意契約理由

本件業務は、本市の市民等に関する税等情報を管理する「税務事務システム」(以下「システム」という。)を利用して行う業務である。株式会社日立製作所関西支社(以下「日立製作所」という。)は、システム開発事業者であり、保守についても、同開発事業者が行っている。日立製作所はそのデータベースやプログラムの詳細仕様を熟知しているのみならず、システムの運用業者でもあるため、個人情報の厳格な管理を行う観点から、本市の依頼に基づき税等データの抽出等といった情報管理を行うことができる唯一の業者である。データ抽出に係る障害が発生した場合でも、迅速かつ的確に原因究明を行うことが可能であるとともに、セキュリティ対策を含めて復旧対応等も速やかに行うことができる。また日立製作所以外では、技術面の対応が不可能であり、他事業者に実施させた場合、その後の保障が担保されない。以上の理由により、本件業務を日立製作所に委託する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

こども青少年局企画部青少年課こども育成事業グループ
(電話番号 06-6208-8159)

随意契約理由書

1 案件名称

大淀保育所ほか 10 か所プール組立解体及び保守点検業務委託（概算契約）

2 随意契約理由

本市公立保育所においては、児童の心身の健全な育成を図ることを目的として、夏季にプールを用いた保育を実施している。

しかし、大淀保育所ほか 10 か所については、狭隘等の理由により敷地内にプールが設置されていないことから、例年、備品である組立式プールを設置することにより対応を図っている。なお、当該組立式プールは、寸法が大きくて重量があり、水が漏れないよう組み立てを行うには会場設営等のノウハウを必要とするため、組み立ておよび撤去に関しては業者に委託をしている。

これまで同業務については、一社のみのお札や他社の予定価格超過などで、結果としては、株式会社 フロムワンに委託されていたが、業務自体は実施できていた。

この数年は新型コロナウイルス感染症の流行に伴いプール活動保育を制限してきたが、本年は全ての保育所において再開することを決定した。最も直近の予定では、7月3日からプール開きをすることとなったため、それに間に合うよう5月26日に当該業務委託の入札を開始し、6月23日に業者決定ができるよう段取りをしたものの、入札の結果お札業者がおらず不調となった。

本来は事後審査型により再入札を実施する必要があるが、そうした場合、最短で業者決定日が7月24日となることから、プール活動がほぼ実施できなくなって事業効果が失われてしまい、プール活動を心待ちにしている児童の期待を裏切ることになるとともに保育計画に支障が生じる。当業務はプール開きまでに実施することが必須であるため、プール開きまでのスケジュールを鑑みると、本来は事後審査型一般競争入札で再入札を実施することが望ましいものの、再入札を行うとプール開きまでに業者決定することが不可能なこと、また、指名見積合わせを行ってもプール開きまでに業者決定することは不可能である。そのため、平成26年度から当業務を受託しており、長年の実績がある株式会社 フロムワンと特名随意契約を行うこととする。

3 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号